

環境報告書

令和6年度版



国立健康危機管理研究機構

Japanese Institute for Health Security

環境報告書の対象範囲（令和6年度時点）

対象組織 国立国際医療研究センター 戸山地区（センター病院等）
国府台地区（国府台病院等）
清瀬地区（国立看護大学校）



戸山地区（東京都新宿区）



国府台地区（千葉県市川市）



清瀬地区（東京都清瀬市）

対象期間 令和6年4月～令和7年3月

連絡先 住所 東京都新宿区戸山1-21-1
電話 03-3202-7181
URL <http://www.ncgm.go.jp/>

※本環境報告書は、環境報告ガイドライン2018年版（環境省）に準拠して作成しています。

目次

- I 国立健康危機管理研究機構の概要
 - 1 理事長挨拶
 - 2 概況
 - 3 沿革
 - 4 特色、機能及び活動実績
 - 5 組織及び体制
- II 環境配慮の基本方針
 - 1 基本方針
 - 2 目標・計画
- III 環境配慮取組実績
 - 1 エネルギー資源投入量
 - 2 水資源投入量
 - 3 紙資源（コピー用紙）購入量
 - 4 温室効果ガス排出の抑制のための実行計画の策定
 - 5 省エネ対策への取組について

I 国立健康危機管理研究機構 (旧・国立研究開発法人国立国際医療研究センター) の概要

1 理事長挨拶



2025年4月1日、国立感染症研究所と国立国際医療研究センターが統合し、「国立健康危機管理研究機構(JIHS)」が設立されました。

この組織統合は、新型コロナウイルス感染症への対応から得た多くの教訓と反省を踏まえ、我が国の健康危機管理体制をより強固で実効性のあるものに再構築するための大きな一歩となるものです。さらに感染症という枠にとどまらず、あらゆる健康危機への対応力を高めるべく設立されたこの新たな組織は、DMAT事務局も加わり社会の期待と責任の重さを深く受け止めながら、活動を始めました。

新機構の機能は大きく四つあります。

1.情報収集・分析・リスク評価機能 (Disease Intelligence) : サーベイランスや情報収集・分析の実施、国内外の関係機関との協働・連携により、感染症インテリジェンスにおけるハブとしての役割を担います。科学的知見を政府に迅速に提供するとともに、国民にわかりやすく情報提供します。

2.研究・開発機能 (Research, Development and Innovation) : 平時より世界トップレベルの研究体制を確保し、基礎研究、シーズ開発から臨床試験まで戦略的に進められる組織を目指します。感染症危機の際には、国内外の機関等と連携し、臨床試験を含め研究開発のネットワークハブとして迅速に対応します。

3.臨床機能 (Comprehensive Medical Care) : 感染症危機にJIHSの持つ機能を十分に発揮するためには、高度な臨床能力が不可欠です。そのため、国立国際医療研究センターが担ってきた総合病院機能を引き続き備え、さらに高めていくことを目指します。

4.人材育成・国際協力機能 (Human Resource Development, International Cooperation) : 産官学連携や国際的な人事交流などを通して、医療従事者・研究者・公衆衛生実務者など多様な専門家の育成・確保に努めます。また、グローバルヘルスに貢献する国際協力をさらに進めます。

旧国立感染症研究所(NIID)と旧国立国際医療研究センター(NCGM)の本部は、東京都新宿区戸山において30年以上にわたり隣接しており、これまでも新型コロナウイルスや薬剤耐性菌など様々な研究や事業で連携をしてきました。統合を機に、基礎、臨床、そして創薬、公衆衛生対応を含めた「感染症総合サイエンスセンター」を目指します。

国立健康危機管理研究機構

理事長 國土典宏

I 国立健康危機管理研究機構 (旧・国立研究開発法人国立国際医療研究センター) の概要

2 概況 (令和6年3月31日時点)

① 所在地及び環境

【戸山本部キャンパス (西)】

〒162-8655 東京都新宿区戸山1-21-1

TEL 03-3202-7181 (代表)

FAX 03-3207-1038

【国府台キャンパス】

〒272-8516 千葉県市川市国府台1-7-1

TEL 047-372-3501 (代表)

FAX 047-372-1858

【清瀬キャンパス】

〒204-8575 東京都清瀬市梅園1-2-1

TEL 042-495-2211 (代表)

FAX 042-495-2758

② 敷地面積

敷地面積 208,519㎡

(戸山地区 : 66,138㎡ 国府台地区 : 94,434㎡ 清瀬地区 : 47,947㎡)

③ 建築面積・延床面積

建築面積 60,086㎡

延床面積 227,822㎡

(内訳) 戸山地区 : 142,949㎡

・中央棟72,023㎡ ・第2外来棟10,134㎡ ・研究所11,284㎡

・国際医療協力研修センター10,280㎡ ・その他39,228㎡

国府台地区 : 59,490㎡

・一般病棟12,711㎡ ・精神科病棟3,056㎡ ・外来管理治療棟14,318㎡

・肝炎・免疫研究センター5,359㎡ ・その他24,046㎡

清瀬地区 : 25,383㎡

・本館棟17,628㎡ ・体育棟3,716㎡ ・研修棟2,834㎡

・福利棟786㎡ ・その他420㎡

I 国立健康危機管理研究機構 (旧・国立研究開発法人国立国際医療研究センター) の概要

3 沿革

平成 5年 10月	国立国際医療センター発足 (国立病院医療センターと国立療養所中野病院を統合)
平成 9年 4月	エイズ治療・研究開発センター開設
平成 13年 4月	国立看護大学校開設
平成 15年 4月	特定感染症指定医療機関に指定
平成 16年 10月	国際疾病センター開設
平成 17年 4月	国立看護大学校研究課程部開設
平成 18年 10月	国際臨床研究センター開設
平成 20年 4月	国立精神・神経センター国府台病院を統合
平成 22年 4月	独立行政法人国立国際医療研究センターに組織改編
平成 22年 10月	3次救命救急センター設置
平成 24年 5月	国際疾病センターを国際感染症センターと改称 国際臨床研究センターを臨床研究センターと改称
平成 24年 11月	センター病院が特定機能病院に承認
平成 27年 4月	国立研究開発法人国立国際医療研究センターと改称
平成 28年 4月	東京都がん診療連携拠点病院に指定
平成 28年 5月	人間ドックセンター開設
平成 29年 2月	国府台病院が地域医療支援病院に承認
平成 29年 4月	地域がん診療連携拠点病院に指定

I 国立健康危機管理研究機構

(旧・国立研究開発法人国立国際医療研究センター) の概要

4 特色、機能及び活動実績

旧・国立国際医療研究センターは、研究所、臨床研究センター、センター病院、国府台病院、国際医療協力局及び国立看護大学校の各部門からなり、高度専門・総合医療の実践と均てん化を図るとともに、特に国際的な対応を必要とする疾患に関する診断治療並びにこれらの疾患や医療の分野における国際協力に関し調査研究及び技術者の研修を総合的に行う高度専門医療研究センターである。

① 国際医療協力に関する活動

国際医療協力局を中心として、保健医療分野の政府開発援助に関して開発途上国への技術協力プロジェクト等に積極的に協力しており、長期（1年以上）及び短期の専門家派遣、外国人の研修、視察の受入を行っている。また、国際医療協力に必要な専門家の育成も実施している。

国際医療協力に係る研究に関しては、国際医療協力の効果的・効率的推進に資することを目的とした国際医療研究開発費を所管している。

【海外派遣の実績（技術協力）】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
長期派遣	15人	13人	15人	15人	16人
短期派遣	0人	0人	162人	234人	279人

(※)令和2、3年度の人件減は新型コロナウイルス感染症の影響による

② 高度総合医療の推進

新興・再興感染症及びエイズ等の感染症、糖尿病・代謝性疾患、肝炎・免疫疾患並びに国際保健医療協力を重点分野とし、我が国のみならず国際保健の向上に寄与するとともに、国際水準の医療を強化し、主要な診療科を網羅した総合的な医療の実践及び均てん化並びに疾病の克服を目指す臨床研究開発の推進を行っている。

I 国立健康危機管理研究機構

(旧・国立研究開発法人国立国際医療研究センター) の概要

③ エイズ治療・研究開発に関する活動

全国のエイズ拠点病院の中心医療機関として、エイズに関する専門的治療はもとより国内外の医療情報を収集・管理・分析し、必要な情報を専門機関に提供するとともに、専門機関の担当者や医療関係者への教育研修を促進させ、さらに、研究や対策における国際的な交流の推進を行っています。

④ 国際感染症センターの活動

国際感染症センターは、新興感染症等の蔓延を防止するため、国内外に迅速に専門家チームを派遣し、適正な判断による新興感染症の診断・治療・発生原因の究明を行うとともに、海外渡航者への健康相談等及び海外の医療情報を提供することとしています。

2014年のエボラ出血熱流行では、特定感染症病床での患者受入の準備のみならず、全国の一種感染症指定医療機関への教育も行っている。

また、同年の東京都でのデング熱アウトブレイクでは19人の患者受入を行いました。

現在、特定感染症指定医療機関（全国で4カ所指定）の1つとして、感染症のための陰圧室を整えた感染症用病棟等において、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の診療を行っています。

⑤ 糖尿病並びに肝炎・免疫疾患に関わる研究の推進

研究所では、糖尿病研究センターを設置し、糖尿病の病院や病態を様々な角度から研究し、新しい診断法や治療法の開発へつなげている。海外の糖尿病に関する情報も分析し、幅広い情報の収集と発信を行っています。

また、肝炎・免疫研究センターを設置し、肝炎に関する総合的な研究を行うとともに、最新の関連情報を発信しています。併せて、免疫異常

や免疫不全等、体内の免疫に関する様々な研究を行っています。

I 国立健康危機管理研究機構 (旧・国立研究開発法人国立国際医療研究センター) の概要

⑥ 看護師等の養成

平成13年4月に国立看護大学校を開設し、がん、循環器病等の高度先駆的医療、国際医療協力等の政策医療分野における看護を中心とした特色ある看護教育を行い、これら政策医療を実施する国立高度専門医療センターの職員になろうとする看護師等を養成することとしています。

また、平成17年4月には、大学院に相当する研究課程部を開設し、看護に関する高度、かつ、専門的な学理及び技術の教授並びに研究を実施しています。

⑦ 社会的活動の取組状況

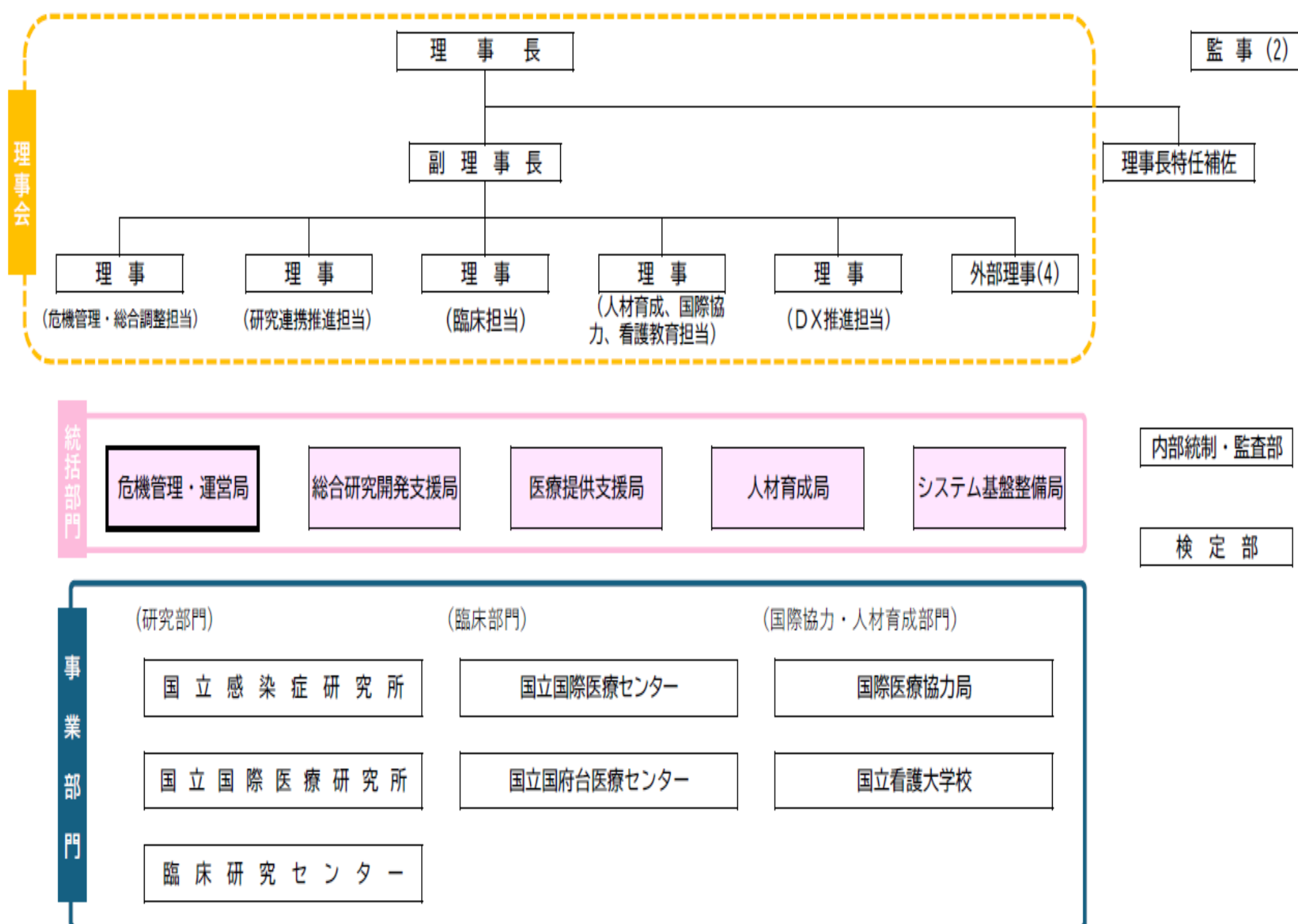
当センターでは平成14年7月より、地域医療に貢献する研修事業として、「リトリートカンファランス（「retreat」とは、一歩引き下がって見つめ直すの意味です。）を定期的に行っております。主に他部門の職種の仕事の話を聞き、お互いに興味を高めることを目的としています。近隣医療機関の医療従事者の方にも参加いただき、地域の医療連携強化に努めております。テーマは自在ですが、横断的であり、論理的かつ判りやすく誰にでも理解できる内容を始め、海外を含む大学から各専門分野のトップランナーを講師として招き、先進医療の普及を行っております。

開催実績 令和5年度は3回（平成14年からの開催回数は207回）

I 国立健康危機管理研究機構 (旧・国立研究開発法人国立国際医療研究センター) の概要

5 組織及び体制

国立健康危機管理研究機構組織図



Ⅱ 環境配慮の基本方針

1 基本方針

① 省エネルギーの推進

※エアコンは、適正な設置温度を保ちます。

例) 患者さんエリア：26℃程度 執務室エリア：28℃程度

※温室効果ガスの排出抑制に効果のある省エネルギーに積極的に取り組みます。

② 省資源化の推進

※コピー用紙の再利用を推進します。

※全職員が、節水、節電に努めます。

③ 廃棄物の適正管理（リサイクル、リユース）・減量化の推進

※びん、カン、ペットボトル、新聞等のゴミの分別を徹底します。

※医療廃棄物及び一般廃棄物の適正な管理に努めます。

Ⅱ 環境配慮の基本方針

2 目標・計画

- ① 環境物品の調達（グリーン購入法）の目標達成に努めます。
- ② 地球温暖化対策に努めます。
- ③ 省エネルギー・省資源化を推進し、環境負荷の低減に努めます。
 - ✧軽装（クールビズ）の励行
事務室内等の適正な温度管理を実施するため、例年5月1日から10月31日まで軽装を励行しています。
 - ✧昼休み時間の一斉消灯
事務部門においては、省エネルギー及び温室効果ガス排出の抑制を意識してもらうために、昼休み時間には一斉消灯を実施しています。
 - ✧紙資源の節減
会議についてはペーパーレス会議を原則とし、資料を配付する際は両面及び白黒コピーを推奨し、使用済み用紙の裏紙利用を推進することにより紙資源の節減に努めています。
 - ✧エネルギー使用の合理化に関する法律（省エネルギー法）の取組
省エネルギー法に基づき、①中期計画（3～5年）の作成及び提出、②エネルギー管理者（員）の選任、③エネルギー使用状況等の定期報告を実施し、エネルギー消費原単位の年平均1%以上の逡減を目標とした取組を実施しています。
- ④ 温室効果ガスの排出抑制に努めます。
温室効果ガスの排出を抑制するために、具体的な対策を盛り込んだ自主行動計画を策定し、令和2年度から令和6年度までの5年間における排出量を、基準排出量（延床面積より算出）に対して25%減とする目標を掲げ、達成に向けて取り組みました。

Ⅲ 環境配慮取組実績

1 エネルギー資源投入量

エネルギー資源の投入量については、3事業場の使用実績データを収集しています。

令和6年度については、夏季の平均気温が前年度と比較して高かったことにより空調設備のための冷温水発生機や電力を補うためのCGSの稼働等により、ガス使用量が前年度を上回る結果となりました。一方、電力使用量についてはCGSによる自家発電の他、使用の削減等の取り組みを継続し、対前年度比減となりました。

引き続き冷暖房の適切な温度設定を行うなど、3事業場において今後もさらに適正な運転を進め、一層の省エネルギーに取り組み、地球温暖化の抑制に貢献していけるよう努めてまいります。

【エネルギー使用量（熱量換算：単位GJ）】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	対前年度比
電力	339,609	343,903	341,461	99.20%
都市ガス等	83,564	82,724	84,353	102.11%
合計	423,173	426,627	208,318	99.80%

2 水資源投入量

水資源の投入量については、3事業場の使用実績データを収集しています。

令和6年度については、戸山地区において令和2年度より空冷チラーの運転を増やし冷温水発生機の使用を削減する取り組みを継続することで、クーリングタワーの水道使用量は対前年度比減となりました。

今後も更なる節水に取り組み、地球温暖化の抑制に貢献していけるよう努めてまいります。

【水道使用量（単位千m³）】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	対前年度比
上水道	174	170	160	97.7%

Ⅲ 環境配慮取組実績

3 紙資源（コピー用紙）購入量

当センターは事業規模が大きく、そのため年間に使用するコピー用紙等も大量となります。このため、会議資料の両面印刷の推奨など印刷物等の見直しや会議の統合・削減、ペーパーレス会議の導入等を行い紙資源の削減に努めております。

引き続き上記の取り組みを継続し、紙資源の削減につながるよう努めてまいります。

【コピー用紙購入量】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
重量 (kg)	78,988	68,839	79,459
枚数	19,752,400	17,122,450	19,861,550

※上記のデータは購入量ベースで把握したものであり、実際の使用量だけではなく在庫分も含んでいます。

※前年度からの使用量増加について

- ・前年度である令和5年度においては看護大学校等で過去年度の備蓄分を消費したため 購入量が低減されています。
- ・令和6年4月より、前年度及び前々年度に休床であった病棟を再開したため、診療業務における印刷物が増えています。
- ・令和6年度においては文書保管を要する会計事務処理件数が前年度から約1,200件増加しています。

Ⅲ 環境配慮取組実績

4 温室効果ガス排出抑制のための実行計画の策定

●温室効果ガス排出抑制のための実行計画について

国立国際医療研究センターにおいては、「国立研究開発法人国立国際医療研究センターにおける温室効果ガス排出抑制等のための実行計画」（以下、「実行計画」という。）を策定し、温室効果ガスの排出削減に取り組んでおり、実行計画の期間中（令和2～6年）、毎年度、実行計画の取り組みや状況について環境報告書等で公表することとしています。

●温室効果ガス削減の目標達成の為の排出抑制対策

国立国際医療研究センターは、国民や患者からのニーズに応えるために、規模を拡張して整備を進めており、温室効果ガスの削減が容易ではありませんが、令和6年度までに温室効果ガスの総排出量を基準排出量に対しておおむね25%削減することを目標とし、達成に向けて各事業場の実状に応じて以下の排出抑制対策に取り組んでいくこととしています。

【実行計画に定める排出抑制対策】

① 資産やサービスの購入・仕様に当たっての配慮

(1) 自動車の効率的利用

●各事業場は、それぞれ所有する自動車一台毎の走行距離、燃費を把握し、燃料の使用量の調査をきめ細かく実施します。

●アイドリング・ストップのため、待機時のエンジン停止、不要なアイドリングの中止を励行します。

●有料道路を利用する自動車は、ETC車載器を設置します。

●タイヤ空気圧調整などの定期的な自動車の点検、整備の励行を図ります。

●カーエアコンの設定温度は、施設内における設定温度（冷房の場合は28℃程度、暖房の場合は19℃程度）を踏まえて、業務に支障のない範囲内で適正な温度の設定を行います。

●通勤時や業務時の移動において、可能な限り鉄道・バス等公共交通機関を利用します。

Ⅲ 環境配慮取組実績

(2) エネルギー消費効率の高い機器の導入

初期投資費用について考慮しつつ、エネルギー消費の多いOA機器及び蛍光灯などの照明器具を省エネルギー型のものに切り替えるよう努めます。また、洗浄便座については省エネルギーモードに設定、季節毎に温度設定を変更し、使用面での改善を図ります。

(3) 用紙類の使用量の削減

- コピー用紙等の用紙類の年間使用量の削減に努めます。
- 会議用資料については、可能な限り両面印刷、両面コピー、2アップ印刷を実施し、簡素化を図ります。
- 不要となったコピー用紙（ミスコピーや使用済文書）については、情報漏洩に留意のうえ、再使用、再利用の徹底を図ります。
-

(4) 再生紙等の再生品の活用

- コピー用紙、トイレットペーパー等の用紙類については、再生紙の使用を推進します。
- 再生材料から作られた物品など温室効果ガスの排出の抑制に寄与する製品の使用を推進します。

(5) HFCの代替物質を使用した製品の購入、使用の促進等

施設内の冷蔵庫、空調機器等の更新に当たっては、初期投資費用を考慮しつつ、可能な限りHFC代替物質を使用した製品や、HFCを使用している製品を選択せざるをえない場合は、地球温暖化への影響のより小さい機器の導入に努めます。

※HFC：ハイドロフルオロカーボン。フロン代替物質としてエアコン等の冷却剤などに用いられるが、強い温室効果を持つ。

(6) 電気設備の遮断器・開閉器等からのSF6の改修、破壊の促進

電気設備の遮断器・開閉器等を撤去する際には、SF6が使用されていないか確認して、使用されている場合には、原則として専門業者による回収、破壊を行います。

※SF6：六フッ化硫黄。絶縁材等で使用されている化学物質で温室効果を持つ気体の1つ。

Ⅲ 環境配慮取組実績

(7) 温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料の選択

- 物品の調達に当たっては、温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料の使用が促進されるよう、製品の事前確認を行います。
- 環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベース等を活用し、初期投資費用を考慮しつつ、可能な限り温室効果ガスの排出の少ない環境物品等の調達を推進します。
- 現に使用しているボイラー、冷温水発生機の更新・改修に当たっては、初期投資費用を考慮しつつ、可能な限り都市ガス又は電気のように温室効果ガスの排出量が相対的により少ない燃料の使用が可能となるよう努めます。
- 省エネルギー診断の結果に基づき、更なるエネルギーの使用の合理化を図るために、可能な限り省エネ設備・機器の導入、改修の実施に努めます。

(8) 製品の長期使用

机等の事務用品の不具合、更新を予定していない電気製品等の故障の際には、それらの修繕に努め、可能な限り再使用に努めます。

(9) エネルギーを多く消費する自動販売機の設置の見直し

施設内の自動販売機については、エネルギー消費のより少ない機種への更新を促し、設置台数の適正な配置を行います。

② 建物の建築、管理等に当たっての配慮

(1) 既存の建物における省エネルギー対策の推進

既存の建物については、エネルギー使用状況の診断を実施するよう努めることとし、初期投資費用を考慮しつつ、可能な限り省エネルギー化が図られる設備・機器の導入、設備改修を行います。

(2) 温室効果ガスの抑制に資する建設資材の選択の推進

●建築物の断熱性向上のため、初期投資費用を考慮しつつ、可能な限り屋根、外壁への断熱材の使用、断熱サッシ・ドア等の使用を推進します。

Ⅲ 環境配慮取組実績

- 損失の少ない受電用変圧器の使用を促進するなど設備におけるエネルギー損失の逡減に努めます。
- 電力負荷平準化に資する蓄熱システム等の導入を検討します。

(3) 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入

空調設備については、初期投資費用を考慮しつつ、可能な限り高効率エアコンなど温室効果ガスの排出の少ない機器の導入に努めます。

(4) エネルギー有効利用

費用について考慮しつつ、状況に応じてエネルギー使用の合理化を図ることができる設備の導入に努めます。

(5) その他

- 定格出力が大きく負荷の変動があるポンプ、送付器等については、インバータ装置の導入に努めます。
- エレベーターの運転の高度制御、省エネルギー型の照明機器の設置、空調等の自動制御設備について規模・用途に応じて導入を検討します。
- 照明器具に反射板タイプを採用し、照度の向上に努めます。
- 屋外照明器具は、照明効率の高い適切なものを選定します。

③ その他の事務・事業に当たっての配慮

(1) エネルギー使用量の抑制の推進

- 施設内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は28℃程度、暖房の場合は19℃程度）を事務及び事業に支障のない範囲内で可能な限り実施するよう空調設備の適正運転を行います。
- 建物内での服装については、夏季はクールビズ、冬季はウォームビズを励行します。

Ⅲ 環境配慮取組実績

(2) ゴミの分別

- びん、かん、ペットボトル及び廃プラスチック類の分別回収を積極的に実施します。

- 分別回収ボックスを適切に配置します。

- 不要になった用紙は、クリップ、バインダーの器具を外して分別回収するよう努めます。

④ 職員に対する情報提供の推進

- 職員が参加できる地球温暖化対策に関する取り組みについて、情報提供を行います。

- 職員からCO2削減、省エネルギーに資するアイデアを募集し、効果的なものを実行に移すよう努めます。

Ⅲ 環境配慮取組実績

5 省エネ対策への取組について

世界的に地球温暖化対策が求められている中で、京都議定書の締結（平成14年6月）により、我が国でも温室効果ガスの6%削減が義務付けられており、また、平成21年4月に省エネ法改正法も施行されました。

このような状況を踏まえ、国立国際医療研究センターでは、温室効果ガスの排出抑制に効果のある省エネ対策に積極的に取り組んでいく必要があると考えています。

また、昨今の原油価格をはじめとしてエネルギー関連価額の高騰により、当センターにおいても水道光熱費などのエネルギー関連経費が増加しているため、エネルギー使用量を抑える省エネルギー対策の取り組みも必要であると考えています。

【国立健康危機管理研究機構における環境配慮に係る取り組みの紹介】

- 昼休み時間（12:00～13:00）に執務室を消灯します。
- エレベーターの利用を控え、階段を利用します。
（2up3down運動）
- 時間外、人のいないエリアの消灯やエアコンのOFFをこまめに行います。また、人感センサー等を導入します。
- 業務に支障を来さない範囲で照明の間引きを行います。
- 業務終了時は、パソコン、プリンター、コピー機の電源OFFを確認し帰宅します。
- 夏季は軽装をし、風通しの良い部屋についてはエアコンの使用を控えます。（エアコンよりも窓からの自然風を取り入れられるようレイアウトの変更）
- 冷暖房は適正な温度設定に保ちます。
- コピー用紙はリサイクルコピーペーパーを購入します。
- 両面コピーを励行します。
- 文具類など詰め替え用商品を優先して使用します。
- LED照明器具への更新を行います。